

「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」の変更について

令和5年3月8日
国土交通省港湾局

1. 基本方針の変更の主な内容（案）

○「港湾法の一部を改正する法律」で示された内容等を反映する変更を行う。（青字：法改正内容）

基本方針に反映する事項と考え方

「港湾における脱炭素化の推進」

→我が国の港湾及び臨海部産業の競争力の強化並びに脱炭素社会の実現に向けて、水素・アンモニア等の活用促進に必要な港湾の役割や官民の関係者による脱炭素化への取組等について内容を追加する。

「パンデミック・災害の際の港湾機能の確実な維持」

→感染症の感染拡大等の新たなリスクが発生した場合においても港湾機能を確実に維持するため、国が港湾管理者を支援する体制を強化することについて内容を更新する。

「港湾の管理、利用等の効率化と質の向上」

→地域の交流拠点としての役割を担う港湾の緑地等の老朽化や魅力の低下等に対応するため、民間の活力を最大限活かして、緑地等の再整備と魅力向上とを効果的に推進することについて内容を追加する。

「気候の変動への適応のため果たすべき港湾等の役割」

→気候変動を配慮した臨海部のハード・ソフト一体となった防災・減災対策等について内容を追加する。

「港湾における電子化を推進」

→港湾に関する様々な情報の電子化を図るため、「サイバーポート」の構築等の取組等について内容を更新する。

「観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用」

→本格的なクルーズの再開を目指し、関係者で連携し取組を加速することについて内容を更新する。

「農水産品等を輸出する物流施設等の確保」

「作業船の安定的な係留場所の確保」 等

基本方針の変更のイメージ

○新たな内容の追加又は、既存の記述を更新し、取組や対策等を記載する。

（基本方針の章立て）

基本的な考え方

- I. 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項
- II. 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
- III. 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項
- IV. 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項
- V. 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項
 1. 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項
 2. 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項
 3. 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

2. 基本方針の構成の変更（案）目次（基本的な考え方、I章、II章）

（凡例）**赤字下線**: 現基本方針に項目を追加した箇所
青文字: 現基本方針から削除した箇所

基本的な考え方

I 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項

1 特に戦略的に取り組む事項

（1）我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成

- ① グローバルバリューチェーンを支える国際海上輸送網の構築と物流機能の強化
- ② 資源・エネルギー・食糧の安定確保を支える国際海上輸送網の構築
- ③ 将来にわたり国内物流を安定的に支える国内複合一貫輸送網の構築
- ④ 我が国及び地域の基幹産業・地場産業を支える物流機能の強化と港湾空間の形成

（2）観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用

- ① 観光を我が国の経済成長につなげるクルーズの振興
- ② 観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用
- ③ 海洋再生可能エネルギーの利用及び**脱低**炭素化に資する港湾空間の利活用の推進

（3）国民の安全・安心を支える港湾機能・海上輸送機能の確保

- ① **災害等**から国民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持する港湾・輸送体系の構築

- ② 船舶航行及び港湾活動の安全性の確保

2 引き続き重点的に取り組む事項

- ① 地域の暮らし・安心を支える港湾機能の確保
- ② あらゆる人に優しく安全で快適な港湾の実現
- ③ 良好な港湾環境の保全・再生・**創出**
- ④ 循環型社会のより一層の進展とグローバル化に対応した静脈物流網の強化
- ⑤ 国土の保全への配慮
- ⑥ 国際海上輸送の信頼性と安全性を確保する港湾保安対策等の推進
- ⑦ 港湾空間に求められる多様な要請への対応と港湾空間の適正管理
- ⑧ 新たな海洋立国の実現に向けた海洋政策の推進

3 時代の変化に対応するとともに生産性の高い港湾マネジメントの推進に向けて取り組む事項

- ① **サイバーポート**による港湾の**完全電子化**と**データ連携の拡大によるサイバーポートの実現**
- ② AIターミナルの実現によるコンテナターミナルの生産性向上及び良好な労働環境の確保

- ③ 持続可能な港湾開発等のための港湾関連技術の生産性向上及び働き方改革の推進

- ④ 柔軟性を持ったストックマネジメントと港湾間の連携の推進

II 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

1 特に戦略的に取り組む事項に係る基本的な事項

（1）我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成

- ① グローバルバリューチェーンを支える国際海上輸送網の構築と物流機能の強化
- ② 資源・エネルギー・食糧の安定確保を支える国際海上輸送網の構築
- ③ 将来にわたり国内物流を安定的に支える国内複合一貫輸送網の構築
- ④ 我が国及び地域の基幹産業・地場産業を支える物流機能の強化と港湾空間の形成

（2）観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用

- ① 観光を我が国の経済成長につなげるクルーズの振興
- ② 観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用
- ③ 海洋再生可能エネルギーの利用及び**脱低**炭素化に資する港湾空間の利活用の推進

（3）国民の安全・安心を支える港湾機能・海上輸送機能の確保

- ① **災害等**から国民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持する港湾・輸送体系の構築

- ② 船舶航行及び港湾活動の安全性の確保

2 特に戦略的に取り組む事項に係る基本的な事項

- ① 地域の暮らし・安心を支える港湾機能の確保
- ② あらゆる人に優しく安全で快適な港湾の実現
- ③ 良好な港湾環境の保全・再生・**創出**
- ④ 循環型社会のより一層の進展とグローバル化に対応した静脈物流網の強化
- ⑤ 国土の保全への配慮
- ⑥ 国際海上輸送の信頼性と安全性を確保する港湾保安対策等の推進
- ⑦ 港湾空間に求められる多様な要請への対応と港湾空間の適正管理

III 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項

- 1 海上交通の安全性、安定性及び効率性を支える開発保全航路等の開発、保全及び管理の方向
- 2 開発保全航路の配置

2. 基本方針の構成の変更（案）目次（IV章、V章）

（凡例） **赤字下線**: 現基本方針に項目を追加した箇所
青文字: 現基本方針から削除した箇所

IV 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項

1 自然環境の積極的な保全・再生・創出

- ① 良好な自然環境の**保全維持**
 - ② 失われた自然環境の**再生回復**と新たな環境の**創出**
 - ③ 沿岸域の連続性を考慮した対応
 - ④ 底質浄化等による海域環境の改善
 - ⑤ 人と自然との触れ合いの拡大
- 2 多様化する環境問題への対応
 - 3 環境の保全の効果的かつ着実な推進
- ① 環境情報の充実と共有化
 - ② 環境への影響の評価と対応
 - ③ 先導的な環境保全技術の開発
 - ④ 地域と連携した環境保全への取組

V 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項

1 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項

（1）港湾相互間の連携に関する観点

- ① 経済的な観点からの連携
- ② 自然的な観点からの連携
- ③ 社会的な観点からの連携

（2）広域的な港湾相互間の連携

- ① 地域ブロックごとの港湾相互間の連携
- ② 日本海沿岸における環日本海交流と地域振興への取組
- ③ 瀬戸内海における地域振興と環境の保全への取組

2 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項

（1）バルク貨物等の輸送網の拠点となる港湾

（2）クルーズ船の受入拠点となる港湾

（3）海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点となる港湾

（4）脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進

（5）民間事業者による賑わい創出に資する公共還元型の港湾緑地等の施設整備

3 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

（1）民間能力の活用による港湾運営の効率化

（2）港湾の効率的な運営を支える協働体制の構築

3. 基本方針の変更内容（案） 「港湾における脱炭素化の推進」

- 「港湾法の一部を改正する法律」で示された、官民連携による脱炭素化の推進に関する取組内容等の追加変更を行う。
- 「産業構造の転換」や「競争力の強化」などの施策背景を追加修正を行う。

（凡例） **赤字下線**: 現基本方針に追加した箇所
青字: 現基本方針から削除した箇所
緑字下線: 前回港湾分科会から変更した箇所

基本的な考え方

（前略）

また、臨海部への国内外からの産業立地やクルーズ旅客をはじめとする観光客の来訪が地域の雇用及び所得を創出する等、港湾は、地域の活力を支え、個性ある地域づくりに資する限られた貴重な空間である。こうした認識の下、海に開かれ市街地に近接しているみなとの特性を活かして、物流・人流、産業活動・国民生活等を支える機能が調和して全体として高度な機能を発揮し、美しく、快適で、安全な港湾空間を形成する。あわせて、人々に精神的な安らぎや物質的な恵みをもたらす、豊かな自然を有する沿岸域の環境の保全を進め、港湾の環境を美しく健全な状態で将来世代に継承するように努めていく。

加えて、地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげるという考えの下、港湾において、地球温暖化がもたらす気候変動への緩和策に取り組む。具体的には、脱炭素経営に取り組む荷主等のニーズに対応するため、サプライチェーンの海陸の結節点となる港湾において脱炭素化に取り組むことで、港湾の競争力強化に貢献していく。また、港湾において、港湾及び臨海部に集積する温室効果ガスの排出量が多い産業等が脱炭素化に向けて水素・アンモニア等の非化石エネルギーに転換していくために必要な環境整備を行い、港湾及び臨海部の産業構造の転換に貢献していく。

更に、大規模災害時に、港湾が被災地の復旧・復興、我が国の経済の維持に果たしてきた重要な役割を踏まえ、災害から国民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持するとともに、観光客が安心して我が国を訪れることができるよう、経験したことがない災害に対しても柔軟に対応できる災害に強い港湾を実現し、我が国全体の防災力の強化に貢献し、感染症の感染拡大等の新たなリスクが発生した場合においても港湾機能の確実な維持を図る。

（後略）

I 港湾の開発、利用及び保安の方向に関する事項

1 特に戦略的に取り組む事項

- （1）我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成
- ② 資源・エネルギー・食糧の安定確保を支える国際海上輸送網の構築

（前略）

また、我が国のエネルギー事情や地球環境の保全意識の高まり等を背景に、港湾及び臨海部に立地する発電所や産業において、水素発電・アンモニア、バイオマス発電等の環境への負荷が少ないエネルギーの導入が進むことが想定されることから、こうしたエネルギーに対応するため、既存ストックを有効活用しながら土地利用の転換を図ることや、の受入拠点の戦略的な配置・整備が求められている。

（中略）

（2）観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用

- ① 観光を我が国の経済成長につなげるクルーズの振興
- ② 観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用
- ③ 海洋再生可能エネルギーの利用及び脱低炭素化に資する港湾空間の利活用の推進

地球温暖化防止のための国際的な枠組であるパリ協定の採択・発効を受け、世界的に脱低炭素化の動きが加速する中、我が国においても持続可能な社会の実現に向けて、温室効果ガス削減等の取組をより一層強化する必要がある。

（中略）

また、脱炭素化を企業経営に取り込む動きが世界的に進展しており、サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組む荷主等のニーズに対応するため、港湾における諸活動から発生する温室効果ガスの排出の削減と、陸域・海域における生態系等を活用した温室効果ガスの吸収の増加の両面からの対策が重要である。

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

- 洋上風力発電等の海洋再生可能エネルギーの導入促進
- 船舶や荷役機械等の低・脱炭素化、船舶への低・脱炭素燃料の供給等をはじめとする「排出源対策」及び藻場等のブルーカーボン生態系や緑地を活用した「吸収源対策」の促進

（後略）

3. 基本方針の変更内容（案） 「港湾における脱炭素化の推進」

II 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

1 特に戦略的に取り組む事項に係る基本的な事項

(1) 我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成

(前略)

② 資源・エネルギー・食糧の安定確保を支える国際海上輸送網の構築

<資源・エネルギー・食糧の受入拠点となる港湾の機能強化>

資源・エネルギー・食糧の安定確保を支えるため、資源の産出地・消費地の分布状況、産業・エネルギー拠点の立地状況等に対応し、品目ごとの海上輸送や陸上輸送の状況等を踏まえ、資源・エネルギー・食糧の受入拠点となる港湾において、輸送の生産性向上を図る。あわせて、世界的な脱炭素化の潮流を踏まえ、環境への負荷が少ないエネルギーの受入拠点の配置・整備も検討する。

具体的には、以下の施策に取り組む。

- ・船舶の大型化に対応した岸壁及び十分な広さの荷さばき地の整備
- ・老朽化・陳腐化した生産設備や貯蔵設備の更新等に合わせた輸送インフラの更新・改良
- ・LNG、バイオマス燃料、水素・アンモニア等の受入環境の整備、水素等の新たなエネルギーの輸入に対応した港湾機能についての検討

(中略)

(2) 観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用

③ 海洋再生可能エネルギーの利用及び脱炭素化に資する港湾空間の利活用の推進

海洋再生可能エネルギーの利用及び脱炭素化に資する港湾空間の利活用を推進するため、以下の施策に取り組む。

(中略)

- ・技術開発中のゼロエミッション船へのバンカリング機能の検討
- ・岸壁に停泊中の船舶からの排出ガス（CO₂、SO_x、NO_x等）を削減するための陸上電力供給設備施設の導入等に向けた取組の推進
- ・荷役機械等の低炭素化の推進
- ・サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組む荷主等のニーズに対応するため、国際展開を視野に、港湾のターミナルにおける脱炭素化の取組状況を客観的に評価する認証制度の導入に向けた検討
- ・海外の港湾関係者、船社等と連携した国際海上輸送網の脱炭素化「グリーン海運回廊」の実現

(後略)

IV 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項

(前略)

2 多様化する環境問題への対応

再生可能エネルギーの利用及び脱炭素化に資する港湾空間の利活用の推進、循環型社会のより一層の進展並びにグローバル化に対応した静脈物流網の強化を進め、港湾においても多様化する地球環境問題への対応に貢献する。

また、港湾の施策の推進にあわせ、港湾を核としたIoT等を活用した効率的な物流体系の構築並びに官民連携による港湾活動及び臨海部における産業活動の脱炭素化を促進し、地球温暖化対策を進める。

更に、都市活動に伴い発生する廃棄物の処理に関しては、限られた海面処分場を有効活用するため、発生の抑制、減量化、減容化、再利用等の努力を前提としつつ、適切に対応する。また、大都市圏において、廃棄物を長期的かつ安定的に処理していくため、港湾管理者、周辺の地方公共団体、関係機関及び民間企業が連携し、広域的な観点から対応する。

(後略)

V 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項

(前略)

2 官民の連携による港湾の効率的な利用に関する基本的な事項

(1) バルク貨物等の輸送網の拠点となる港湾

(2) クルーズ船の受入拠点となる港湾

(3) 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点となる港湾

(4) 脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進

我が国における脱炭素社会の実現に貢献するため、港湾管理者並びに港湾及び臨海部に立地する民間企業、関係自治体等の連携等による港湾の効果的な利用を推進する。

港湾において、サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組む荷主等のニーズへ対応し、港湾の競争力強化に貢献していく。また、港湾及び臨海部には、温室効果ガスの排出量が多い産業等の多くが集積しており、これら産業等のエネルギー転換を促し、港湾及び臨海部の産業構造の転換にも貢献していく。このため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポートの形成を推進する。

このような取組を多岐にわたる官民の関係者が一体となって進めるため、港湾管理者は、港湾脱炭素化推進協議会を活用しつつ、港湾脱炭素化推進計画を作成する。当該計画により、既存ストックを有効活用しながら効率的・効果的に埠頭再編等を図り、港湾及び臨海部における脱炭素化の取組を促進する。また、港湾管理者は、必要に応じ、当該計画の目標を達成するため、脱炭素化推進地区を定め、構築物の用途規制の柔軟化を図るものとする。

なお、港湾脱炭素化推進計画は、短、中、長期と段階的に取り組む計画とし、当該港湾の港湾計画等との整合を図るとともに、当該港湾におけるエネルギーの調達及び利用に係る公共の役割、官民連携及び企業間連携の推進、既存施設の利用転換、地域の脱炭素化への貢献、脱炭素関連産業の立地等による地域振興への貢献並びに複数の港湾にまたがる企業間及び港湾管理者間の連携等の促進に配慮する必要がある。

(後略)

3. 基本方針の変更内容（案）「パンデミック・災害の際の港湾機能の確実な維持」

○「港湾法の一部を改正する法律」で示された港湾機能維持に関する国の港湾管理者への支援体制に関して、感染症の感染拡大等の新たなリスク等、適用対象事象等に関する追加変更を行う。

基本的な考え方

世界経済の拡大・多極化により貿易構造等が急激な勢いで変化し、将来の見通しが立ちづらい状況の中、我が国の産業は激しい競争にさらされている。また、本格的な少子高齢化、人口減少、とりわけ生産年齢人口の減少という社会問題に突入した我が国においては、あらゆる面での生産性向上が不可欠である。更に、近年、頻発化・激化する自然災害や世界的規模の感染症の流行は、産業の国際競争力にも影響し、また、人口減少等の社会問題に対応するための生産性向上等の取組を一層困難にするばかりでなく、LCC（Low Cost Carrier：低コスト航空会社）の就航や、クルーズ船の寄港増加等を契機に観光立国として新たな歩みを始めた我が国の将来に不確定な要素を与えている。

（中略）

更に、大規模災害時に、港湾が被災地の復旧・復興、我が国の経済の維持に果たしてきた重要な役割を踏まえ、災害から国民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持するとともに、観光客が安心して我が国を訪れることができるよう、経験したことがない災害に対しても柔軟に対応できる災害に強い港湾を実現し、我が国全体の防災力の強化に貢献し、感染症の感染拡大等の新たなリスクが発生した場合においても港湾機能の確実な維持を図る。

（後略）

I 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項

1 特に戦略的に取り組む事項

（前略）

（3）国民の安全・安心を支える港湾機能・海上輸送機能の確保

① 災害等から国民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持する港湾・輸送体系の構築

（中略）

人口・資産・産業が集中している港湾及び港湾背後地を災害から守り、電力供給インフラ・燃料供給インフラ等の強化にも対応して社会経済活動を維持するとともに、外国人旅行者が安心して我が国を訪れることができるよう、経験したことがない災害や感染症の感染拡大に対しても柔軟に対応できる、災害等に強い港湾を実現することが必要である。

（中略）

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

●災害時における緊急物資や、国際海上コンテナをはじめとする幹線貨物の一連の輸送ルート^①の構築及び航路等の啓開体制の強化

●災害時等における緊急物資輸送、市民の生活支援、避難誘導、水際対策等に迅速に対応するため、平常時から必要な情報を共有・活用できる体制、災害等発生後に被災状況、インフラの利用可否等の情報等を遅滞なく提供できる体制等の構築

（後略）

（凡例）赤字下線：現基本方針に追加した箇所

青字：現基本方針から削除した箇所

緑字下線：前回港湾分科会から変更した箇所

II 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

1 特に戦略的に取り組む事項に係る基本的な事項

（前略）

（3）国民の安全・安心を支える港湾機能・海上輸送機能の確保

① 災害等から国民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持する港湾・輸送体系の構築

（中略）

また、コンビナート等が立地する港湾において、事故や災害による影響を最小限とするよう関係機関等と連携した取組や、外国人旅行者が安心して我が国を訪れることができるよう、経験したことがない災害や感染症の感染拡大に対しても柔軟に対応できる、災害等に強い港湾の実現に向けた取組を進める。

具体的には、以下の施策に取り組む。

<災害時における緊急物資、幹線貨物等の輸送ルートの構築及び航路等の啓開体制等の強化>

（中略）

・支援船舶の係留場所や岸壁背後地の利用調整受入等の機能を確保するための、非常災害時等における、港湾管理者の要請に応じた国による港湾管理業務の実施

（後略）

3. 基本方針の変更内容（案）「港湾の管理、利用等の効率化と質の向上」

○「港湾法の一部を改正する法律」で示された港湾の緑地等での民間活力の効果的な推進に関する取組内容等の追加変更を行う。

（凡例）赤字下線：現基本方針に追加した箇所

青字：現基本方針から削除した箇所

緑字下線：前回港湾分科会から変更した箇所

II 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

1 特に戦略的に取り組む事項に係る基本的な事項

（前略）

（2）観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用

② 観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用

観光振興及び賑わい創出が求められる港湾において、以下の施策に取り組む。

- ・地域の特性に配慮した旅客施設及び交流施設の整備並びに港湾情報提供施設の活用
- ・観光客等の満足度向上・消費拡大のための地域観光資源の充実

（中略）

・民間事業者による賑わい創出に資する公共還元型の港湾緑地等の施設整備

（後略）

V 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項

（前略）

2 官民の連携による港湾の効率的な利用に関する基本的な事項

（中略）

（5）民間事業者による賑わい創出に資する公共還元型の港湾緑地等の施設整備

地域の交流拠点としての役割を担う港湾の緑地等の老朽化や魅力の低下等に対応するため、民間の活力を最大限活かして、緑地等の再整備と魅力向上とを効果的に推進する。

特に、港湾の緑地等は、港湾の自然環境の保全、港湾の良好な景観の形成、港湾労働者の労働環境及び周辺住民の生活環境の向上等の場となるとともに、災害時における復旧・復興活動の拠点や避難場所など、様々な機能を果たしており、我が国の財政が一段と厳しくなる中においてもこれらの機能の確保・高度化を図りつつ、水際線を活かした質の高い賑わい空間を創出する必要がある。これにあたり、民間活力を最大限活かしていくためには、緑地等における安定的な投資環境の構築が必要であることに鑑み、国及び港湾管理者は、民間事業者による公共還元型の緑地等の整備のための長期的かつ安定的な利用の確保に取り組む。

このような取組を行う港湾の緑地等において、カフェやレストラン等の収益施設を整備し、当該施設から得られる収益を還元して当該緑地等の再整備を行う民間事業者に対して、港湾管理者が緑地等の貸付けを行う。貸付けにあたり、国は、全国における官民連携の成功事例の収集・共有に努めるとともに、災害時等における公共的な利用を確保する体制を構築する。

なお、国、港湾管理者は、市民・NPO・民間事業者等の多様な主体と連携・協働し、地域の特性に配慮しつつ、良好な港湾環境の形成を図る必要がある。

また、国、港湾管理者は、市民・NPO・民間事業者等の多様な主体と連携・協働することにより、地域の文化・歴史等の特色を活かした賑わい創出に取り組むとともに、施設の老朽化による異常や損傷の早期発見、適切な維持管理を図ることで、安全で魅力的な港湾空間を形成する。

（後略）

3. 基本方針の変更内容（案）その他

○感染症の流行等港湾政策に影響を及ぼした社会情勢の変化や、デジタル技術の活用に関する港湾局での「サイバーポート」の取組内容、その他現行方針策定（R2.3）以降の我が国施策を踏まえた追加変更を行う。

基本的な考え方

（前略）

更に、コンテナ船の大型化の進展や世界的な資源獲得競争の激化、パナマ・スエズ両運河の拡張、世界的規模の感染症の流行による国際海上コンテナ物流の混乱、北極海航路の活用等により、地球規模での海上輸送網の再編も進んでいる。我が国の港湾はこうした変化に柔軟に対応し、我が国と欧州や北米等を結ぶ長距離航路の充実等をはじめとする効率的かつ安定的な海上輸送網を構築することが求められている。

一方、国内物流を取り巻く情勢として、生産年齢人口の減少等を受け、鉄道・海運のより一層の活用及び自動運転の導入促進を図るとともに、災害時・緊急時においても物流が途切れることのないよう、物流インフラの機能の確保及び代替輸送手段の確保が求められている。

物流に加えて人流の観点からも、我が国の港湾は大きな構造変化に直面している。アジア地域の経済発展に伴う観光需要の爆発的な増加を受け、クルーズ船やスーパーヨット等大型のプレジャーボートの受入の促進を図り、観光立国の実現に寄与することが重要である。特に、クルーズ船については、2020年に国際クルーズ船内で集団感染が発生して以降、クルーズ市場が大きく縮小したことを踏まえ、我が国におけるクルーズの本格的な受入再開後の需要を取り込み、我が国の地域経済の活性化に寄与することが重要である。

（中略）

これらの多様な要請に我が国の港湾は的確かつ柔軟に対応する必要があることから、物流・人流については、我が国産業の国際競争力の強化と国民生活の質の向上を支える、効率的で安全性・信頼性が高く環境負荷の少ない輸送体系を構築するとともに、近年著しく発展している情報通信技術の活用のみならず、港湾に関するあらゆる情報を電子化し、その利活用を標準とする事業環境を形成するため、港湾関連データ連携基盤を構築し、港湾の完全電子化を推進する。更に、港湾以外の分野の情報ともデータ連携することにより「サイバーポート」を実現し、デジタル技術を港湾で活用するための基盤として、港湾を取り巻く様々な情報をデータ連携により一体的に取り扱うデータプラットフォームである「サイバーポート」により、港湾に関するあらゆる情報の電子化を推進し、データの利活用を標準とする事業環境を形成する。更に、場所に縛られないデジタル技術の特性を最大限に発揮し、港湾以外の主体や情報とも連携することで、港湾空間全体の利便性・安全性・生産性を最大限高めつつ、港湾を取り巻く様々な社会課題解決にも貢献する。

（中略）

加えて、緩和策を着実に推進し、気温上昇を一定程度に抑えられたとしても、気候変動の影響は避けられないことから、気候変動への適応策を適切に実施し、将来にわたって港湾に求められる役割を果たすことにより、我が国の成長・強靱化に貢献していく。

（後略）

（凡例） 赤字下線：現基本方針に追加した箇所

青字：現基本方針から削除した箇所

緑字下線：前回港湾分科会から変更した箇所

Ⅰ 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項

1 特に戦略的に取り組む事項

（1）我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成

① グローバルバリューチェーンを支える国際海上輸送網の構築と物流機能の強化

島国であり、かつ、資源の乏しい我が国が、貿易により経済成長を続けるためには、CPTPP（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership Agreement：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定） といった やEPA（Economic Partnership Agreement：経済連携協定）の発効等による締結等の貿易構造の変化、アジア近隣諸国の海洋戦略・物流戦略等を踏まえ、国際海上輸送網を強化することが重要である。

（中略）

② 資源・エネルギー・食糧の安定確保を支える国際海上輸送網の構築

（中略）

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

● 資源・エネルギー・食糧の安定的かつ効率的な海上輸送網を形成するための官民連携・企業間連携による大型バルク船の受入環境の整備及び企業間の共同輸送等の促進の受入拠点となる港湾の機能強化及び環境への負荷が少ないエネルギーの受入拠点の形成

● 水素・アンモニア等の環境への負荷が少ないエネルギーの受入環境の整備大型船を活用した安定的かつ効率的な海上輸送網を形成するための国際バルク戦略港湾政策の推進

③ 将来にわたり国内物流を安定的に支える国内複合一貫輸送網の構築

本格的な少子高齢化時代に入し、また、トラックドライバーに対する時間外労働の上限規制が適用されること等により、物流産業における労働力不足の問題が顕在化する中、大量輸送が可能で環境への負荷が少なく、長距離ドライバーの休憩時間も確保できる内航フェリー・RORO船等を活用した国内複合一貫輸送（フェリー、コンテナ船、RORO船、貨物自動車、鉄道等複数の輸送手段が一体となって、ドア・ツー・ドアの一貫輸送サービスにより貨物を輸送する方式。以下同じ。）の重要性・有効性が強く認識される一方、季節変動性、片荷輸送、貨物の小口化等の課題を克服することが求められている。

（後略）

3. 基本方針の変更内容（案）その他

④ 我が国及び地域の基幹産業・地場産業を支える物流機能の強化と港湾空間の形成 (前略)

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

●我が国及び地域の基幹産業・地場産業を維持し、民間投資及び雇用を誘発するための港湾機能の強化並びに内陸部との連携強化

●物流機能・産業空間の新たなニーズに柔軟に対応する港湾空間の利用再編・再開発の推進

●農林水産物・食品の輸出促進に対応した物流基盤の強化

(2) 観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用

① 観光を我が国の経済成長につなげるクルーズの振興

中国・台湾をはじめとした東アジア地域の旺盛な観光需要や、将来的に成長が見込まれる東南アジア地域等の観光需要を取り込み、我が国の経済成長・地方創生につなげていくためには、感染症の感染拡大にも対応した、日本全体で安心してクルーズを楽しめる環境づくりを推進するとともに、うえで、クルーズ船の我が国への寄港による交流人口の拡大とそれによる経済効果を全国に波及させることが重要である。

(中略)

② 観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用

(中略)

また、観光立国を実現するためには観光需要の多様化への対応が重要であり、陸上交通では得られない体験を楽しむことができる水上交通の活性化及び地域への経済波及効果が大きいスーパーヨット等大型のプレジャーボートの受入も求められる。

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

●みなどとその周辺における散策・飲食・ショッピング等の機能の確保及び地域住民との交流・賑わいの創出等、快適で利便性の高い交流空間の形成

●地域の文化・歴史等の特色を活かした美しく魅力的なみなどまちづくり

●クルーズ船、スーパーヨット大型のプレジャーボートやその他の水上交通等の多様な船舶の回遊・寄港要請への対応

③ 海洋再生可能エネルギーの利用及び脱炭素化に資する港湾空間の利活用の推進

海洋再生可能エネルギーの利用及び脱炭素化に資する港湾空間の利活用の推進するため、(中略)

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

●多様な主体の参画等による藻場・干潟等のブルーカーボン生態系の保全・再生・創出や緑地の活用等による「吸収源対策」の促進

(後略)

(3) 国民の安全・安心を支える港湾機能・海上輸送機能の確保

① 災害等から国民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持する港湾・輸送体系の構築

東日本大震災では、地震・津波により、港湾を含む広い範囲に甚大な被害が発生しており、今後も南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震及び津波の発生が懸念されている。また、近年、台風に伴う高潮等により、港湾において大規模な浸水被害やコンテナの倒壊等が発生しており、今後も、気候変動地球温暖化の進展による海面上昇及びそれに伴う高潮・高波リスクの増大が懸念されている。(中略) また、地域全体の早期の復旧・復興を支援するため、災害廃棄物の受入及び漂流物の処理について、あらかじめ検討しておくことが必要である。さらに、水際線に存在するという港湾の特性上、気候変動に対して将来にわたり適応する必要があり、その際、ハード対策は一朝一夕に完成するものではなく、ソフト面で取り得る対策も考慮した、計画的な対応を講じる必要がある。

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

(中略)

●気候変動に起因する外力強大化への対応

●港湾を活用した災害廃棄物の広域輸送及び処分への対応

●漂流物の迅速な処理のための機材・体制の確保

●事故及び災害による被害を最小限にとどめ、社会経済活動を維持するための関係機関や民間企業等と連携したコンビナート等の防災・減災対策

② 船舶航行及び港湾活動の安全性の確保

コンテナ船、バルク船等の大型化が急速に進展するとともに、貨物船とは異なる航行特性及び運航形態を有するクルーズ船の寄港の増加が見込まれるが増加している。また、地球温暖化等の影響による暴風、高潮等の気象災害や大規模津波災害の発生も懸念されている。

(中略)

2 引き続き重点的に取り組む事項

(中略)

③ 良好な港湾環境の保全・再生・創出

地球環境に対する国民意識の高まりを受けて、恵み豊かな自然環境の享受と将来世代への継承が求められている。

したがって、良好な港湾環境を維持、回復、保全・再生・創出し、生物多様性の保全等、環境との共生を実現し、港湾及び港湾に隣接する地域・海域において、良好な環境を形成する。

(中略)

⑥ 国際海上輸送の信頼性と安全性を確保する港湾保安対策等の推進

2001年の米国同時多発テロ事件の発生を契機に海上人命安全条約(SOLAS条約)が改正され、港湾においては国際的な保安の確保が不可欠となっている。従来から就航している国際フェリーに加え、近年の世界的なアジアのクルーズ需要の増大により、我が国に寄港する外航クルーズ船の増加が見込まれるが増加していることから、国際海上輸送の信頼性と安全性を向上させるとともに効率性を向上させることも求められている。

(後略)

3. 基本方針の変更内容（案）その他

3 時代の変化に対応するとともに生産性の高い港湾マネジメントの推進に向けて取り組む事項

① サイバーポートによる 港湾の完全電子化とデータ連携の拡大によるサイバーポートの実現

デジタル技術の発展に伴い、大量のデータを分析・活用したより迅速かつ高度な物流サービスの提供が急速に進んでいる。

港湾分野においても、港湾に関するあらゆる情報の電子化を推進し、その利活用を標準とする事業環境を形成することで、港湾全体の利便性・安全性・生産性を最大限高めるため、次世代シングルウィンドウサービスを充実させるとともに、港湾に関する行政機関及び民間事業者間の手続や港湾施設の状況等あらゆる情報を電子的に接続し、必要なセキュリティ及び情報の秘匿性を確保することにより、その利活用を標準とする事業環境を形成するため、港湾関連データ連携基盤を構築し、港湾の完全電子化を推進する必要がある。の上、一体的に取り組むデータプラットフォームである「サイバーポート」の構築・利活用を推進する。

更に、港湾の管理・利用の効率化及び安全性の確保、災害時の非常事態への対応力の強化等を図るため、「サイバーポート」港湾関連データ連携基盤により得られたビッグデータを活用することによる港湾行政のBPR（Business Process Reengineering：既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、ゼロベースで全体的な解決策を導き出すことにより、事業者及び行政の双方の負担を軽減するとともに、業務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取組）に取り組む。また、情報の連携の拡大に向けて、港湾関連データ連携基盤サイバーポートと海外の港湾及び農業等の港湾以外の分野の情報基盤との接続等の取組を進める。これにより、物流、商取引、交通サービス、観光をはじめとする様々な観点で港湾を活用した高度な情報サービスの創出に貢献する「サイバーポート」の実現に取り組む。を創出し、これら分野の社会課題の解決に貢献する。

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

● 港湾手続、貨物情報、船舶動静、施設稼働状況等の港湾に関する様々な情報を電子的に接続し、秘匿性及び安全性を確保しつつ連携させる 港湾関連データ連携基盤「サイバーポート」の構築

● AIターミナル等と接続し、ビッグデータを活用したコンテナターミナルの渋滞緩和、搬出入及び荷役作業の迅速化・効率化等、港湾物流の高度化の推進

● 港湾関連データ連携基盤とサイバーポートの港湾物流分野・港湾管理分野・港湾インフラ分野の3分野一体で、必要なセキュリティ、情報の秘匿性及び持続性を確保した運用体制を確立し、NACCS（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System：輸出入・港湾関連情報処理システム）及び各港湾の情報システムとの連携によるシングルウィンドウサービスの利用促進等による全国の港湾の利便性の向上
(中略)

● 「デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）」、「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」に基づく政府全体の施策及び情報通信技術の進化と連携・連動した港湾の電子化の促進・進化

(後略)

II 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

1 特に戦略的に取り組む事項に係る基本的な事項

(1) 我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成

① グローバルバリューチェーンを支える国際海上輸送網の構築と物流機能の強化

<国際基幹航路等の戦略的強化>

(前略)

・ コンテナターミナルの脱炭素化に関する取組の推進

(中略)

<アジア地域との近距離シャトル航路等の戦略的強化>

具体的には、以下の施策に取り組む。

・ 農水産品等を輸送する冷蔵・冷凍コンテナ等の取扱いに必要な 物流施設用地及び電源の確保等、シャトル航路の特性を活かす施設の機能強化

(中略)

③ 将来にわたり国内物流を安定的に支える国内複合一貫輸送網の構築

(中略)

・ 農水産品等を輸送する冷蔵・冷凍コンテナ等の取扱いに必要な 物流施設用地及び電源の確保

(中略)

④ 我が国及び地域の基幹産業・地場産業を支える物流機能の強化と港湾空間の形成

(中略)

・ 老朽化・陳腐化した物流施設の高度化並びに農水産品等を輸送する冷蔵・冷凍コンテナ等の取扱いに必要な 物流施設用地及び電源の確保

(中略)

(2) 観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用

① 観光を我が国の経済成長につなげるクルーズの振興

訪日クルーズを我が国の経済成長につなげるため、日本全体で安心してクルーズを楽しめる環境づくりを進め、東アジア発着クルーズ及び日本発着クルーズの需要に応じたクルーズ船受入環境を整備する。また、特に、港湾管理者と寄港地の利便性を高めるために旅客施設等を自ら整備する意向を持つクルーズ船社との連携により長期的かつ安定的なクルーズ船の我が国への寄港の確保に取り組む港湾を国際旅客船拠点形成港湾として指定し、官民が連携したクルーズ拠点の形成を促進する。

具体的には以下の施策に取り組む。

・ 日本全体で安心してクルーズを楽しめる環境の整備

・ 多様なクルーズ船を円滑かつ安全に受け入れるためのハード・ソフト両面からのクルーズ船受入環境の整備

・ 瀬戸内海・南西諸島などの新たなクルーズ周遊ルート開拓

・ 地域への経済効果を増大させるための寄港地観光ツアーの上質化・多様化

(後略)

3. 基本方針の変更内容（案）その他

（前略）

・船内旅客ターミナル等での寄港地観光の消費喚起スキーム構築

- ・災害時等におけるクルーズ旅客の安全性の確保
- ・クルーズ旅客の視点を考慮した美しい景観を有する受入環境の形成、クルーズ旅客の満足度向上に向けた寄港地観光の土質化・多様化並びに港湾の近接地域及び内陸部、島々等の観光資源との連携の強化
- ・寄港地を探すクルーズ船社とクルーズ船の寄港を期待する港湾管理者の様々な観光資源を有する各地の港湾が連携した周遊クルーズの誘致及びマッチングによる「お断りゼロ」の実現
- ・国際旅客船拠点形成港湾における、国際旅客船拠点形成計画の推進及び国際旅客船受入促進協定に基づくクルーズ船社の岸壁の優先的利用の適切な実施

（中略）

② 観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用

（中略）

- ・港湾協力団体等との協働による各地域の文化・歴史及び地域の観光資源を活かしたみなとまちづくり並びに、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われるみなとオアシスの活性化の推進
- ・既存の港湾施設の活用、関係機関と連携した入港手続の柔軟な対応等によるスーパーヨット等大型のプレジャーボートの受入環境の整備

③ 海洋再生可能エネルギーの利用及び脱炭素化に資する港湾空間の利活用の推進

（中略）

・CO2吸収源としての浚渫土砂等の建設副産物等や鉄鋼スラグ等の産業副産物を有効活用したCO2吸収源としてのブルーカーボン生態系に関する取組の推進及び緑地の活用

・CO2の吸収源としての鉄鋼スラグ等の産業副産物を利用したブルーカーボン生態系及び緑地の活用

（3）国民の安全・安心を支える港湾機能・海上輸送機能の確保

① 災害等から国民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持する港湾・輸送体系の構築

人口・資産・産業が集中している港湾及び港湾背後地を災害から守り、社会経済活動を維持できるよう、緊急物資及び幹線貨物の輸送機能等の確保並びに支援活動の拠点にもなる港湾機能の強化を進める。その際、大規模地震災害の切迫性、気候変動に起因する将来の災害リスクの増大、地理的条件、港湾の利用状況、緊急輸送道路網等の背後地へのアクセスの状況等を考慮するとともに、それぞれの港湾において求められる機能に応じて、関係機関、民間企業、港湾広域防災協議会等とも適切に連携を図る。

（後略）

<災害時における緊急物資輸送等に対応するための情報共有・提供体制等の構築>

（中略）

・港湾関連データ連携基盤「サイバーポート」等を活用した港湾施設の被災状況・利用可否状況等の情報の共有・利活用体制の構築

・IoT等を活用した早期の被災状況把握及びインフラ利用可否、代替ルート情報等を提供するシステムの構築

（中略）

<気候変動に起因する外力強化への対応>

・将来にわたる港湾機能の維持に必要な港湾計画等の策定

・将来の外力強化を考慮した施設設計

・気候変動の不確実性に対処するための維持管理の実施

・外力強化に対応する技術開発

（中略）

2 引き続き重点的に取り組む事項に係る基本的な事項

（中略）

③ 良好な港湾環境の保全・再生・創出

生物多様性の保全にも配慮しつつ、良好な環境を形成するため、以下の施策に取り組む。

・港湾整備で発生する浚渫土砂等を有効活用した干潟等の造成、深掘跡の埋め戻し等、失われた良好な海域環境の再生回復

・生態系に配慮した藻場・干潟等の造成、覆砂の実施、生物共生型港湾構造物、護岸等の緩傾斜化、緑地の整備等による良好な環境の創出

・海浜の再生回復、護岸の親水化等による、みなとへのパブリックアクセスの向上

（中略）

④ 循環型社会のより一層の進展とグローバル化に対応した静脈物流網の強化

地域内での資源循環及び港湾を核とした広域的な静脈物流網の構築・強化を推進するため、静脈物流の拠点となるリサイクルポートをはじめ循環資源を取り扱う港湾において、以下の施策に取り組む。

（中略）

⑦ 港湾空間に求められる多様な要請への対応と港湾空間の適正管理

・防波堤の釣り利用や港湾空間の研究開発の場としての利用等の多様なニーズを踏まえ、港湾施設の有効利用と安全確保を両立する適正な管理方策の検討実施

・船舶の航行及び停泊、海洋性レクリエーション活動や漁業活動等、多様な活動が滞りなく安全に行われるための港湾区域の適正な管理

・小型船舶の適切な収容に必要な施設の確保及び放置規制

・作業船の安定的な係留に必要な場所の確保

（後略）

3. 基本方針の変更内容（案）その他

IV 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項

1 自然環境の積極的な保全・再生・創出

① 良好な自然環境の保全維持

海浜、藻場・干潟や海浜等は、水質浄化や生物多様性の確保等、様々な環境機能を有する場である。このため、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に当たっては、これらの重要性を十分考慮するとともに、開発及び利用により影響が及ぶことが懸念される範囲にある環境の保全上重要な藻場・干潟等については、開発及び利用並びに背後地域の防災との調和を考慮しつつ、自然環境への影響の回避及び低減を図る等、適切な保全維持に努める。

② 失われた自然環境の再生回復と新たな環境の創出

高度成長期以降、東京湾、伊勢湾、大阪湾を含めた瀬戸内海等において、産業活動・国民生活等の土地利用需要に対応するため、干潟、海浜、藻場等海浜、藻場・干潟等が大きく失われてきた。また、過去に海底土砂の採取により、大規模な深掘跡が海底に点在しており、青潮の原因となる貧酸素水塊の発生場所の一つとなっている。このため、現在の環境をできる限り保全維持することに止まらず、環境影響等を十分検討した上で港湾及び開発保全航路の開発に伴い発生する浚渫土砂を有効活用して干潟等を造成する等、失われた良好な環境の再生回復に努める。

また、港湾の開発等に際しては、生態系にも配慮して藻場・干潟等の造成、覆砂の実施、生物共生型港湾構造物、護岸等の緩傾斜化、緑地の整備等を行うことにより、良好な環境の創出を進める。特に、防波堤、護岸等の港湾施設の整備に当たっては、自然環境に与える影響を極力回避・低減するとともに、環境の創出に資するように、生物による栄養塩類の回収等海水浄化能力の向上及び港内の水質の悪化を防止するための海水交換を可能と七、並びに生態系にも配慮した構造形式の採用に努める。

（中略）

⑤ 人と自然との触れ合いの拡大

港湾においては、人が海の豊かな自然と身近に触れ合え手軽に憩いや癒しを感じることができる空間の確保が求められている。このため、港湾の開発等に際しては、海浜の再生回復、護岸の親水化等により、人が直接自然に親しんだり、海及びみなどを展望したりできるように、みなとへのパブリックアクセスを向上させる。

（中略）

3 環境の保全の効果的かつ着実な推進

① 環境情報の充実と共有化

東京湾、伊勢湾、大阪湾を含めた瀬戸内海等の閉鎖性海域において、計画的かつ効率的に自然環境の保全を進めるため、関係機関と連携して環境の経年的情報の把握に努めるとともに、これまで個別に把握され、管理されてきた環境に関する情報を広域的かつ総合的に体系化し、電子化すること等により、広く情報を共有・発信できるような取組を進める。

（後略）

③ 先導的な環境保全技術の開発

環境をより効果的かつ着実に保全するため、特に生態系の再生回復等に係る評価、生物を利用した栄養塩類の回収、浚渫土砂や産業副産物等の利用促進、ブルーカーボン生態系を活用したCO2吸収源対策等に関する評価手法等の先導的な技術開発を進める。また、港湾におけるCO2排出量を削減するため、関係機関と連携して、荷役機械等の更なる低・脱炭素化及び再生可能エネルギー等の活用のための技術開発を進める。

（中略）

④ 地域と連携した環境保全への取組

環境を幅広く保全するためには、市民が港湾・海洋における環境保全の大切さを理解し、良好な環境づくりに自ら積極的に取り組むことが望まれる。このため、自然と触れ合いつつ文化・歴史を踏まえた港湾・海洋の役割を伝える教育を地域と連携して進めるとともに、港湾の緑地、海浜、藻場・干潟等については、計画段階から維持管理に至るまで、市民、NPO等が主体的に参画できる体制づくりを進める。

V 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項

1 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項

(1) 港湾相互間の連携に関する観点

① 経済的な観点からの連携

（中略）

バルク貨物の輸送においては、広域的かつ効率的な海上輸送網の形成を通じた海上輸送コストの低減を図るため、企業間連携による大型船を活用したバルク貨物の共同輸送の促進等を図る。その際、大型船の複数港寄りに対応する港湾においては、港湾管理者間及び企業間でが連携し、必要となる港湾機能の確保に取り組むとともに、小型船による積み替え輸送に対応する港湾においては、既存ストックを活用する等、効率的な海上輸送網の構築を図る。

（中略）

② 自然的な観点からの連携

（中略）

特に、背後地域から流入する汚濁負荷が多い東京湾、伊勢湾、大阪湾を含めた瀬戸内海等では、赤潮や青潮が発生する等、生物の生息環境が良好でなく、人と自然との触れ合いの場も十分でない。このため、自然環境の有限性を認識し、多様な主体関係する港湾が連携して、残された良好な自然環境をできる限り保全・再生・創出維持するとともに、陸域から流入する汚濁負荷の維持低減に努めつつ、湾全体の環境を勘案した環境の再生回復及び創出のための措置を官民連携により計画的に進める。

（後略）

3. 基本方針の変更内容（案）その他

(2) 広域的な港湾相互間の連携

③ 瀬戸内海における地域振興と環境の保全・再生・創出への取組

(中略)

また、瀬戸内海は、海峡部で区切られた複数の湾・灘が連続した閉鎖性の海域群であることから、海域の環境が相互に影響し合うことに配慮しつつ、各港湾が連携して環境の保全に取り組む。特に、閉鎖性が強く背後から流入する汚濁負荷も多い水域においては、海水浄化機能等の向上を図るため、多様な主体と協働し、陸域から流入する汚濁負荷の低減を進めるとともに、干潟、藻場等の保全・再生・回復・創出に努める。更に、豊かな自然が残されている地域においては、多様な主体関係機関と連携して、その保全と活用に努める。

(中略)

3 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

(中略)

(1) 民間能力の活用による港湾運営の効率化

我が国港湾においては、埠頭運営をはじめとする多様な経済活動が官民により様々な形で実施されており、その運営の効率化に民の視点を取り込んだ制度として、港湾運営会社制度をはじめ、PFIに係る制度、特定埠頭に係る制度、指定港湾管理者制度等が整備されている。地域における産業及び経済の実情等の港湾を取り巻く状況を勘案しながら、これらの制度を活用し、我が国においても民間の能力を活用した港湾運営の効率化を進める。

(後略)

4. 基本方針の変更スケジュール

令和4年	11月11日	港湾法の一部を改正する法律（成立）
	11月18日	（公布）
	12月16日	（施行）※1
		※1 電子情報処理組織関係を除く
	公布後1年以内	（施行）※2
		※2 電子情報処理組織関係

基本方針の変更スケジュール（予定）

令和4年	12月13日	交通政策審議会（諮問）（港湾法第3条の2第4項）
	12月20日	港湾分科会（付託）
令和5年	1月24日	港湾分科会（審議）
	2月1～7日	パブリックコメント
	2月14～20日	関係行政機関の長への協議（港湾法第3条の2第4項） 港湾管理者への意見照会（港湾法第3条の2第5項）
	3月8日	港湾分科会（答申案審議）
	3月	交通政策審議会（答申）（港湾法第3条の2第4項） 基本方針変更告示（港湾法第3条の2第6項）

【参考】基本方針とは

1) 基本方針とは

港湾法第3条の2第1項の規定により国土交通大臣が定める、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する方針

2) 基本方針の役割

- ①国の港湾行政の指針（港湾法第3条の2第1項）
- ②個別の港湾計画を定める際の指針（港湾法第3条の3第2項）
- ③特定貨物輸入拠点港湾における特定利用推進計画の指針（港湾法第50条の6第4項）
- ④国際旅客船拠点形成港湾における国際旅客船拠点形成計画の指針（港湾法第50条の16第4項）
- ⑤港湾脱炭素化推進計画の指針（港湾法第50条の2第4項）

3) 基本方針に定める事項（港湾法第3条の2第2項）

- I. 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項
- II. 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
- III. 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項
- IV. 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項
- V. 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項
- VI. 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項
- VII. 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

【参考】基本方針の変更経緯

昭和48年
(1973年) 港湾法改正 (基本方針の策定を規定)



基本方針の策定
(昭和49年)

【港湾の中長期ビジョン】

昭和60年 (1985年)	21世紀への港湾 ～成熟化社会に備えた新たな港湾整備施策～
平成 7年 (1995年)	大交流時代を支える港湾 ～世界に開かれ、活力を支える港づくりビジョン～



基本方針の
抜本的見直し
(昭和62年)



基本方針の
抜本的見直し
(平成8年)



審議会答申、港湾法改正

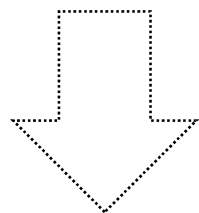


基本方針の部分的な変更
(平成12、16、…、29年)

平成 30年 (2018年)	港湾の中長期政策「PORT2030」
-------------------	--------------------



基本方針の
抜本的見直し
(令和元年)



港湾法改正



基本方針の部分的な変更
(令和2年)

港湾法改正



基本方針の部分的な変更
(令和4年度 予定)

【参考】基本方針の構成

全体構成

基本的な考え方

(港湾)

第Ⅰ章 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項

- 1 特に戦略的に取り組む事項
 - (1) 我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成
 - (2) 観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用
 - (3) 国民の安全・安心を支える港湾機能・海上輸送機能の確保
- 2 引き続き重点的に取り組む事項
- 3 時代の変化に対応するとともに生産性の高い港湾マネジメントの推進に向けて取り組む事項

第Ⅱ章 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

- 1 特に戦略的に取り組む事項に係る基本的な事項
- 2 引き続き重点的に取り組む事項に係る基本的な事項

(開発保全航路)

第Ⅲ章 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項

- 1 海上交通の安全性、安定性及び効率性を支える開発保全航路等の開発、保全及び管理の方向
- 2 開発保全航路の配置

第Ⅳ章 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項

- 1 自然環境の積極的な保全
- 2 多様化する環境問題への対応
- 3 環境の保全の効果的かつ着実な推進

第Ⅴ章 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項

- 1 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項
- 2 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項
 - (1) バルク貨物等の輸送網の拠点となる港湾
 - (2) クルーズ船の受入拠点となる港湾
 - (3) 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点となる港湾
- 3 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項
 - (1) 民間能力の活用による港湾運営の効率化
 - (2) 港湾の効率的な運営を支える協働体制の構築

【参考】 港湾法の一部を改正する法律(令和4年法律第87号)の概要

(令和4年11月18日公布、12月16日施行(一部を除く))

背景・必要性

1. エネルギー・産業構造転換のために必要な港湾における脱炭素化の推進

- 我が国の運輸・産業分野の脱炭素化に必要な水素・燃料アンモニア等の活用を本格化させるためには、産業が集積し海上物流の拠点である港湾におけるそのサプライチェーンの構築と利用促進が必要。我が国産業や港湾の国際競争力にも影響する懸念。

➡ 臨海部に集積する産業と連携し、港湾における官民関係者が一体となった、カーボンニュートラルポート(CNP)の取組を推進するための仕組みが必要。

2. パンデミックや自然災害等への対応

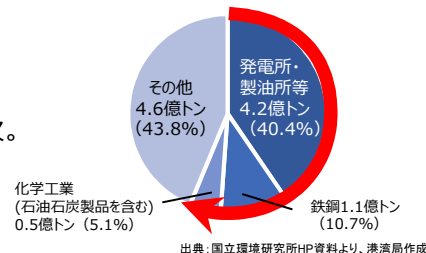
- パンデミックや激甚化する自然災害等の新たなリスクに対応するため、港湾機能を確実に維持するための体制の構築が必要不可欠。

3. 民間を活用した港湾の管理、利用等の効率化と質の向上への対応

- 地域の交流拠点としての役割を担う港湾緑地等の老朽化、魅力の低下等に対応するため、民間活力を最大限活かして、緑地等の再整備と魅力向上を効果的に推進する仕組みが必要。

我が国のCO₂排出量
計10.4億トン(2020年度)

CO₂排出量の約6割を占める産業の多くは、港湾・臨海部に立地



法律の概要

1. 港湾における脱炭素化の推進

① 港湾の基本方針への位置づけの明確化等

- 国が定める港湾の開発等に関する基本方針に「脱炭素社会の実現に向けて港湾が果たすべき役割」等を明記。
- 港湾法の適用を受ける港湾施設に、船舶に水素・燃料アンモニア等の動力源を補給するための施設を追加し、海運分野の脱炭素化を後押し。
※併せて税制特例(固定資産税等)を措置

② 港湾における脱炭素化の取組の推進

- 港湾管理者(地方自治体)は、官民の連携による港湾における脱炭素化の取組※を定めた港湾脱炭素化推進計画を作成。
※水素等の受入れに必要な施設や船舶への環境負荷の少ない燃料の供給施設の整備等
- 港湾管理者は、関係する地方自治体や物流事業者、立地企業等からなる港湾脱炭素化推進協議会を組織し、計画の作成、実施等を協議。
- 水素関連産業の集積など、計画の実現のために港湾管理者が定める区域内における構築物の用途規制を柔軟に設定できる特例等を措置。

➡ 臨海部に集積する産業と連携して、カーボンニュートラルポート(CNP)の取組を推進し、我が国の産業や港湾の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献

港湾脱炭素化推進計画に定める取組の例



2. パンデミック・災害の際の港湾機能の確実な維持

① 国による港湾管理者を支援する体制の強化

- 非常災害と同様に、感染症等のリスク発生時にも、国による港湾施設の管理代行を可能とする。

② 民間事業者の活用の推進

- 災害復旧工事等を円滑化するため、国、港湾管理者が委任した者に、港湾工事のための調査時における土地立入権限を付与。



3. 港湾の管理、利用等の効率化と質の向上

① 民間事業者による賑わい創出に資する公共還元型の港湾緑地等の施設整備

- 港湾緑地等において、収益施設(カフェ等)の整備と当該施設から得られる収益を還元して緑地等のリニューアルを行う民間事業者に対し、緑地等の貸付を可能とする認定制度を措置。

